



早春の息吹を感じる昨今、いかがお過ごしでしょうか。

村政だよりでは、村民の皆さんに身近な情報や村の補助事業などをお知らせします。ぜひ最後までご覧ください。

物価高騰における生活支援として水道料金（基本料金）の減免を行います。

昨今の物価高の影響を踏まえ、昨年度に引き続き村民及び事業者の皆様への支援目的に、村営水道加入者の水道基本料金の減免をいたします。

- 対象期間：令和8年4月～令和9年3月検針分までの水道料金（基本料金のみ）
- 対象者：住民登録をしてある村民及び村内事業者、超過料金が加算される水道加入者となります。公的機関については、対象外となります。
- 申請手続き：今回の減免にかかる申請手続きは不要です。
- 減免内容：水道の減免対象は以下のとおり基本料金部分となります。（特別給水は対象外）

【水道料金使用料】

今回減免対象

基本料金（10 m ³ まで）	
口径	基本料金
13mm	1,870円
20mm	2,024円
25mm	2,112円
30mm	2,222円
40mm	2,299円
50mm	3,355円
75mm	4,785円

通常通り請求

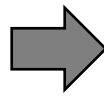
超過料金	
水量	料金 1 m ³ につき
11m ³ ～20m ³	143円
21m ³ ～40m ³	165円
41m ³ ～60m ³	187円
61m ³ ～	209円

※基本使用料でのご使用いただける範囲（10 m³）を超えた超過料金部分は通常通りの請求となります。
※今回の減免は水道料のみとなり、下水道料は減免となりませんのでお願いいたします。

【別荘地の方】

基本料金

	基本料金
月額	1,870円



減免後

	基本料金
月額	935円

【お問合せ先】 建設水道課 水道地籍係

鳥居峠遊歩道（奈良井側）橋梁補修工事に伴う遊歩道通行止めについて

塩尻市奈良井宿側の中山道鳥居峠遊歩道の橋梁補修工事が下記のとおり行われるため、工事期間中は、蕨原宿から塩尻市奈良井宿への通り抜けができなくなります。

ご不便・ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

- 規制期間 **令和8年3月2日（月）～4月24日（金）（予定）**
- 規制内容 終日全面通行止め
- その他
 - ・**木祖村側遊歩道から峰の茶屋休憩所までは通行可能です。**
 - ・天候や工事の進捗により規制期間が変更となる場合があります。

【お問合せ先】 産業振興課 商工観光係
塩尻市建設課 TEL：0263-52-0280

65歳以上の方の補聴器の購入費用を助成します

令和8年4月1日から、高齢者の生活や社会参加を支援するため、軽度の聴力機能の低下がある高齢者に対し、補聴器購入に要する費用の一部を補助します。

ヒヤリングフレイル（聴覚フレイル）という言葉を知っていますか？

ヒヤリングフレイルとは加齢に伴う聴覚機能の低下が引き金となり、コミュニケーションの障害や社会参加の機会減少を招き、最終的には身体的・精神的な活力の低下や認知機能の低下にまで繋がりが得る状態をいいます。

単なる「耳が聞こえにくくなる」という現象にとどまらず、聞き取りに多大な脳のエネルギーを費やすことで認知機能への負荷が増大することや、会話の億劫さから生じる孤立化が、抑うつや活動量の低下を引き起こす「負の連鎖」が懸念されております。

対応につきましては、早期発見と適切な支援が鍵となります。



その支援としての補聴器の購入費用の助成となります。

心も体も健康で元気な暮らしを続けていくため、お悩みの方はぜひ一度ご相談ください。

○対象となる方 … 以下の全てに当てはまる方が対象となります。

- ・木祖村に住所を有する**満65歳以上**の方
- ・過去5年以内にこの助成金の補助を受けていない方
- ・**軽度の聴覚機能の低下**（両耳の平均聴覚レベルが40dB以上70dB未満）がある方
※中～重度の機能低下（障がい者手帳取得相当）の方は、この補助の対象とはなりません。
障がい者手帳取得のお手続きをお願いします。

○助成の金額

- ・補聴器*の購入費用の**1/2の額（上限5万円）**
*補聴器とは、医療機器です。集音器は医療機器ではありません。
例：①8万円の補聴器を購入した場合…補助4万円+自己負担4万円
②12万円の補聴器を購入した場合…補助5万円+自己負担7万円

○申請の流れ

- (1) **まずは役場窓口にご相談ください。**申請に必要な書類をお渡しします。
- (2) 医療機関や販売店などで、聴力の分かる書類を入手し、申請書と一緒にご提出ください。
- (3) 交付決定後、補聴器を購入してください。
- (4) 補聴器を購入した際の領収書と、請求書を役場にご提出ください。

【お問合せ先】 住民福祉課 福祉係



人権に関する相談窓口について

日本で最も多い人権問題は、「インターネット上の誹謗中傷・プライバシー侵害」や「差別（特に職場でのパワーハラスメントやいじめ、うわさなど）」がありますが、相談件数では「住居・生活の安全関係」「労働権関係（パワハラ含む）」「プライバシーの侵害」が多くを占めています。また、「強制・強要」「学校におけるいじめ」「暴行・虐待」など身近な課題もあります。

人権を尊重するとは、相手のことを自分のことと同じように考え、大切にすることです。思いやりの心をもって、お互いの違いや多様性を認め合うことが、誰もが幸せに暮らしていける「人権が尊重された社会」を築きます。

皆で人権を尊重し合い、住みよい村づくりを進めていきましょう。

近所トラブルや誹謗中傷などで誰にも相談できずに悩んでいる方や、お困りのことがありましたらお気軽にご相談ください。関係機関と連携して真摯に対応します。秘密は固く守ります。

【相談窓口】 住民福祉課 住民係

令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

「子ども・子育て支援金制度」とは、全世代の皆さまに支援金を負担いただき、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

開始に伴い、加入する医療保険の保険税・保険料とあわせて納付していただくことになり、支援金は児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、6つの子育て支援政策に充てられます。

村でも令和8年4月分から国民健康保険税・後期高齢者医療保険料とあわせて、子ども・子育て支援金をご負担いただくこととなります。支援金額は加入する医療保険や所得に応じて異なりますが、令和8年度から令和10年度まで段階的に導入され、令和10年度以降も継続して実施されます。

村の国民健康保険と後期高齢者医療保険の負担金の詳細は下記のとおりです。

○国民健康保険

モデル世帯による子ども・子育て支援金の試算（世帯の年間合計金額）

①40代夫婦・子ども(小学生2人)世帯
世帯所得 5,000,000円

②70歳夫婦2人世帯
世帯所得 1,000,000円

③70歳単身世帯
世帯所得 400,000円

所得割	12,420円
均等割	2,200円
均等割 (18歳以上)	180円
平等割	1,100円
合計/年	15,900円

所得割	1,410円
均等割	1,100円
均等割 (18歳以上)	90円
平等割	550円
合計/年	3,150円

所得割	0円
均等割	330円
均等割 (18歳以上)	27円
平等割	330円
合計/年	687円

※5割軽減適用

※7割軽減適用

木祖村国民健康保険では、令和8年度子ども・子育て支援金の1人当たりの月額を50円～500円程度、全被保険者の月額平均を350円と見込んでいます。（所得や世帯構成により変動があります）

○後期高齢者医療保険

下記の計算式で支援金分を算出し、通常分（基礎賦課額）と合わせて納付していただきます。

均等割額 1,339円	+	所得割額 (所得-43万円)×0.25%	=	年間保険料額(子ども・子育て支援金分) ※限度額 21,000円
----------------	---	-------------------------	---	-------------------------------------

【お問合せ先】 住民福祉課 福祉係

令和8年度木曾地域農業入門講座 受講生募集

定年退職や移住、子育てが一段落した方などで農業を始めたい方、農業に興味がある方などを対象とした木曾地域農業入門講座を開講します。

- 期 間：令和8年4月下旬 ～ 令和8年10月 まで
- 場 所：木曾合同庁舎や木曾郡内の畑など（予定）
- 内 容：講座は2ヶ月に1回程度、平日に開催します
農薬の使い方、土づくり、鳥獣害対策、先輩農家さんの畑見学 など
- 申込方法：電話、FAX、メールにてお申込みください
- 申込締切：令和8年4月20日（月）まで
- 募集定員：なし
- 受講料：無料
- 開 講 式：4月27日（月）10:00～11:30

木曾合同庁舎4階 403会議室（木曾町福島2757-1）

【お問合せ先】 長野県木曾農業農村支援センター 技術経営普及課
〒397-8550 木曾町福島2757-1（木曾合同庁舎3階）
TEL：25-2230 FAX：22-4346
メール：kiso-aec@pref.nagano.lg.jp

交通事故にあわれた方へ 交通見舞金の請求忘れはありませんか？

村では全村民が公費で交通災害共済に加入しています。日本国内の道路上において、運行中の自動車・バイク・トラクター・自転車・電動カート・電車等に乗っていて衝突、転落などによる事故、もしくは、歩行中にこれらの車によって事故にあい、2日以上通院された場合、その事故の内容によって見舞金が支払われます。また、身体障害者の方で歩行困難のため、車いす（電動を含む）を使用中に道路上で転倒等した場合も対象になります。

交通事故にあった日から2年経過するまでは見舞金が請求できますので、2年以内に交通事故にあわれた方は、ご相談いただきますようお願いいたします。

共済見舞金額

区 分	自動車安全運転センターの 事故証明書がある場合	村長による証明書の場合
死亡見舞金 ※事故により死亡した方の遺族に支払われる	2,000,000 円	1,000,000 円
傷害見舞金 ※事故により受傷した方に支払われる	入院 1 日につき 2,000 円 通院 1 日につき 1,000 円 上記に下記基礎見舞金を加算 診断書正本 25,000 円 診断書写し 20,000 円 限度額 200,000 円	入院 1 日につき 2,000 円 通院 1 日につき 1,000 円 上記に下記基礎見舞金を加算 診断書正本 20,000 円 診断書写し 15,000 円 限度額 50,000 円
障害者見舞金 ※事故により障害者手帳の交付を受けた方に支払われる	1・2 級 800,000 円（植物症を含む） 3 級 600,000 円 〔障害見舞金とは別に支払われる〕	

○共済見舞金の請求方法

申請用紙が役場総務課庶務係にありますので、担当者に請求の手続きをしてください。

【お問合せ先】 総務課 庶務係

藪原駅ダイヤ改正について

JR 東海のダイヤ改正に伴い、**3月14日（土）より、藪原駅の電車の発車時刻が変更となりました。**

ご利用の際は、お間違えのないようご確認をお願いいたします。

●中津川方面行

8:49 発→8:50 発（1分遅）

11:26 発→11:27 発（1分遅）

●松本方面行

これまでと変更ありません。

★藪原駅では全国の JR の乗車券・特急券・指定席券、通勤通学用の定期券をお買い求めいただけます。駅の無人化防止のため、JR ご利用の際は藪原駅での切符購入にご協力をよろしくお願いいたします。

【藪原駅営業時間】 AM7:10～PM3:50（11:40～12:40 は駅員不在となります。）

【お問合せ先】 藪原駅 TEL：36-2044 木祖村観光協会 TEL：36-2543



発行者：木祖村役場

〒399-6201 長野県木曾郡木祖村藪原 1191 番地 1 TEL:36-2001 FAX:36-3344